住所　三重県四日市市桜町6962番地4
　李勝美　昭和44年9月27日生
住所　山口県宇部市大字東岐波2248番地
　崔明鼓　昭和61年6月24日生
住所　横浜市都筑区南山田町4118番地
　崔知誉　昭和63年8月7日生
住所　横浜市都筑区南山田町4118番地
　崔英輝　平成2年12月11日生
住所　横浜市西区西戸部町1丁目62番地5
　金映一　昭和44年1月5日生
住所　横浜市中区石川町1丁目28番地
　金正美　昭和44年12月14日生
　金寿明　平成13年1月16日生
　金明実　平成16年9月4日生
住所　横浜市港北区高田西4丁目27番36号
　林杏奈　昭和58年4月20日生
住所　川崎市幸区鹿島田3丁目12番19号
　朴相烈　昭和60年6月27日生
住所　川崎市川崎区京町2丁目7番5―1号
　秦敬志　昭和37年10月17日生
住所　神奈川県横須賀市林2丁目8番3号
　王飛　昭和62年3月11日生
住所　愛知県春日井市朝宮町2丁目2番地6
　林和美　昭和38年12月16日生
　張綾夏　平成9年7月21日生
住所　名古屋市千種区鹿子町5丁目2番地3
　金真世　昭和55年7月27日生
住所　名古屋市西区名西2丁目11番1号
　裵貴恵　昭和56年6月16日生
住所　愛知県瀬戸市西原町1丁目1番地
　金正鎬　昭和35年11月6日生
　林智夏　昭和44年8月16日生
　金裕里　平成7年11月9日生
　金杏奈　平成8年11月9日生
　金利樹　平成12年9月6日生

**○外務省告示第四十九号**

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、別表中欄の日に行われた口上書の交換により別表下欄の日まで延長された。

平成二十六年二月十三日

外務大臣　岸田　文雄

| 取極 | 贈与の供与期限の延長のための口上書の交換の日付 | 延長後の贈与の供与期限 |
|---|---|---|
| マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文（平成二十二年六月二十五日付け） | 平成二十五年十二月二十七日 | 平成二十七年十二月三十一日 |

住所　愛知県豊田市下市場町1丁目50番地1
　金広之　昭和59年4月22日生
住所　名古屋市西区二方町16番地1
　兪任仙　昭和22年12月11日生
　趙智美　昭和46年3月19日生
住所　名古屋市熱田区比々野町19番地
　金元淑　昭和47年6月14日生
　金勝浩　昭和48年1月2日生
　金世龍　平成12年4月16日生
住所　大阪府豊中市野田町34番4―305号
　崔大智　昭和63年6月12日生
住所　大阪府八尾市竹渕東1丁目337番地
　車京子　昭和57年11月18日生
住所　大阪市北区東天満2丁目1番11―705号
　尹英範　昭和43年10月25日生
　吳朋子　昭和46年9月9日生
　尹佳範　平成12年3月17日生
　尹庸人　平成15年10月22日生
住所　大阪府八尾市山本町北8丁目5番6―1008号
　朴直子　昭和55年7月23日生
住所　大阪府東大阪市小阪1丁目10番21―301号
　高涼子　昭和56年9月1日生
住所　大阪府東大阪市加納7丁目14番20号
　全正坤　昭和12年5月19日生
住所　大阪市平野区瓜破東2丁目5番6―405号
　金裕樹　昭和63年10月22日生
住所　大阪市生野区中川西1丁目12番8号
　張徹　平成3年12月17日生
住所　堺市南区三原台2丁7番2―314号
　金文雄　昭和43年11月28日生
　金正善　平成12年4月24日生
　金郁恵　平成14年5月1日生

**○外務省告示第五十号**

平成二十六年一月十七日にアンカラで、円借款の供与に関する取極の修正に関する次の書簡の交換がトルコ共和国政府との間に行われた。

平成二十六年二月十三日

外務大臣　岸田　文雄

（トルコ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、日本国とトルコ共和国との間の友好関係及び経済協力を強化することと並びにトルコ共和国の開発努力を促進することを目的として供与される日本国の借款に関する二千五年二月十八日付けの交換公文（二千十年十一月二十二日付けの交換公文による修正を含む。）に関し、トルコ共和国政府の代表者と日本国政府の代表者との間で最近到達した次の了解をトルコ共和国政府に代わって確認する光栄を有します。

前記の交換公文の1中「千四百八億千万円（一四〇、八一〇、〇〇〇、〇〇〇円）」を「千八百三十七億八千九百万円（一八三、七八九、〇〇〇、〇〇〇円）」に改める。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解を日本国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年一月十七日にアンカラで

トルコ共和国財務庁次官
イブラヒム・ハリル・チャナクジュ

トルコ共和国駐在
日本国特命全権大使　横井裕閣下
（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（トルコ側書簡）

本使は、更に、前記の了解を日本国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年一月十七日にアンカラで

トルコ共和国駐在
日本国特命全権大使　横井裕

トルコ共和国財務庁次官
イブラヒム・ハリル・チャナクジュ閣下

**○厚生労働省告示第二十八号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百六十一号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき公示する。ただし、この告示による改正後の都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の規定は、平成二十五年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用し、平成二十四年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十六年二月十三日

厚生労働大臣　田村　憲久

表の上欄中「障害者虐待防止対策支援事業」の下に「及び障害者自立支援給付支払等システム事業」を加える。